

# 大和市に望まれる芸術文化ホールについて ～提言

平成 20 年 10 月

(仮称) やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会

(この頁は白紙裏面です)

# 大和市に望まれる芸術文化ホールについて ～提言 目次

## I. 大和市に望まれる芸術文化ホールについて ～提言

はじめに	1
1. 芸術文化ホールの必要性	2
2. 基本コンセプト	3
3. 中長期計画に基づく経営	3
4. 事業計画の基本方針	4
5. 管理運営計画の基本方針	5
6. 施設計画の基本方針	7
おわりに	9

## II. 各委員からのコメント

10

## III. 資料

- 1. 検討経過	13
- 2. (仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会設置要項	14

(この頁は白紙裏面です)

## ・大和市に望まれる芸術文化ホールについて ～提言

---

### はじめに

これまで、日本では、芸術文化を崇高な存在と捉え、教養としての側面が強調されてきました。しかし、近年、価値観の多様化が進む中、人々が心の豊かさを重視する傾向は年々高まりを見せており、芸術文化は、人々の心に潤いやゆとりをもたらすために必要な要素、すなわち、「心の栄養」として、その重要性が再認識されています。

(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会では、未来の大和市に望ましい(仮称)やまと芸術文化ホール(以下、芸術文化ホール)の全体像を描く手がかりとして、市が実施した市民アンケートの結果を検証したり、実際に市内の文化関連施設等を訪れ、市民の様々な活動に触れるなど、大和市の芸術文化をとりまく環境の現状把握を行いました。そして、芸術文化ホールがすべての市民に芸術文化を届ける「場」として、どのような役割を果たし、どのような効果をもたらす施設であるべきか、慎重に議論を重ねてきました。ここでいう「場」は、単に施設だけを意味するものではなく、事業運営や管理運営も含む、より広範な仕組みを指しています。

この提言書は、大和市に望まれる芸術文化ホールのあり方について基本的な考え方を示したものであり、今後、市が芸術文化ホールの基本構想等を決定する際に活かしていただきたい事柄をまとめたものです。本委員会の意見を十分に汲み取っていただき、計画の策定に反映していただきますようお願いいたします。

平成 20 年 10 月

(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会

委員長	倉田	直道
副委員長	桑谷	哲男
委員	小川	幹雄
委員	西巻	正史
委員	古橋	祐
委員	米屋	尚子

## 1. 芸術文化ホールの必要性

### (1) 人づくりを担う芸術文化ホール

芸術文化に触れることにより、人々は日常生活の中では得ることのない感動を味わい、創造の喜びを体感します。また、舞台芸術作品はすべてのスタッフとキャストの創造性豊かな協働作業によって作り出されるものであり、さらには観客が加わってはじめて公演が成立します。様々な立場で創造活動に参加する経験を積み重ねることにより、感性が磨かれ、創造性が養われます。

芸術文化を「観る」、「聴く」、「感じる」、さらには「参加する」ことによって養われた感性や創造性は、自ら考え、生きていくうえでより良い答えを導き出す力となり、豊かな人間性を育みます。

また、芸術文化の振興は個人の間人性を育てるだけではなく、人々の相互理解を促し、多様性を認め合う関係をつくり、生活の質を向上させます。

大和市は、市民生活の質の向上を目指して、生涯学習を中心とした芸術文化活動への支援を行い、一定の成果を挙げてきました。

しかし、良質な舞台芸術の鑑賞などを通して感性を磨く機会や、創造性を高めるための場は、現在の大和市には不足していると言えるのではないのでしょうか。

芸術文化ホールを建設することは、日常生活の中に芸術文化がある新たなライフスタイルの提案であり、市民生活の質を一層高めるうえで、非常に大きな意味があると言えます。

### (2) まちづくりを担う芸術文化ホール

都市化の進展と人口の成熟化に伴い、公立ホールは、まちのイメージの変革や地域経済への貢献などの役割が期待されています。

公立ホールは人が集まる「ひろば」であり、芸術文化を介して様々な人々が触れ合うことによって、多様な交流を生み出します。人と人とのつながりが希薄になりがちな現代において、芸術文化ホールは人と人をつなぐ大きな役割を果たし、ひいては、まちの賑わいと経済効果を創出するものと考えます。

また、大和市が目指す「文化の薫るまち」を実現するためには、住んでいる人の心にまちへの愛情や誇りを育むことが大切です。

芸術文化ホールを中心とした活動が活発になることで、まちの文化が守り育てられ、人々はまちへの愛情を深め、さらに、その運営に関わることによって、人々はまちの誇りを一層高めていきます。

このことから、大和市がまちづくりを進めるうえで、芸術文化ホールを重要な都市機能のひとつとして捉えていくことが必要であると考えます。

## 2. 基本コンセプト

### (1) 市民一人ひとりに感動を与える施設

質の高い舞台芸術は、人々に感動を与え、日常生活に潤いやゆとりをもたらします。

これまで、大和市は、生涯学習やコミュニティ形成の一環として、市民の芸術文化活動の機会と場を提供してきました。

芸術文化ホールは、良質な舞台芸術を子どもから大人まで、すべての市民が平等に触れられる「感動拠点」を目指す必要があると考えます。

### (2) 市民一人ひとりの創造力を高める施設

芸術文化への関わり方は多種多様です。鑑賞活動から芽生えた、様々な知的欲求や創意を、具体的な創造活動に展開するための環境を整えることが重要です。

具体的には、「発想」を支援する情報提供と相談の場。「創作」を支援する練習、作業、会議、研究の場。「発表」を支援する表現の場。そして「評価」を受け、今後の活動に生かす研鑽の場を構成し、市民の創造力を高める「創造拠点」を目指す必要があると考えます。

### (3) 多くの人々が出会い、交流する施設

人と人とのつながりが薄れつつある中で、コミュニケーションの糸口を増やしていくことも芸術文化ホールの重要な役割であり、芸術文化を媒体とした「交流拠点」を目指す必要があると考えます。

そのためには、市民の芸術文化活動を個々に展開するのではなく、お互いに「見る・見られる」、「知る・知られる」関係を築ける環境を整える必要があります。

また、市内外の文化関連施設との連携を図ることで、さらなる交流を生み出すことができると考えます。

## 3. 中長期計画に基づく経営

大和市にとって、重要な都市機能の一つである芸術文化ホールは、総合計画や文化芸術振興計画に基づく中長期的な展望を持った事業計画と組織体制、そして、これらを支えるための継続的かつ安定的な予算を確保し、ミッションの具体化に取り組むことが必要です。そのため、運営方針や事業内容が、年度毎に変更されてしまうことは、好ましいことではありません。

また、公立ホールの経営は、自治体を実施する行政評価や行政改革といった一般的な手法をそのまま当てはめることはできません。行政管理という従来の枠組みを超え、芸術文化ホール独自の評価手法を検討し、その結果を適切に反映できるシステムを構築することが必要と考えます。

#### 4．事業計画の基本方針

##### (1) 良質な舞台芸術に触れる機会の提供

良質な舞台芸術は、多くの市民に感動を与え、知的欲求や創意を生み出し、新たな創造活動を誘発します。

多様な鑑賞事業を行い、鑑賞を楽しむ市民に良質な芸術文化を提供するのはもちろんのこと、上演団体とのフランチャイズ契約(注1)やアーティスト・イン・レジデンス(注2)により、市民がプロのアーティストの創作過程に触れ、協働作業を行うなど、鑑賞とは違った側面から質の高い舞台芸術に接することのできる環境を整えていくことが必要です。その際には、単に鑑賞機会や参加機会を提供するだけでなく、その体験から感じ、理解を深めるためのレクチャーやポスト・パフォーマンス・トーク(注3)、ワークショップなどの教育普及的活動も併せて実施することが望まれます。

また、次世代を担う子どもたちに良質な舞台芸術に触れる機会を提供することは、子どもたちの考える力や他者を理解する心を育てるうえで重要な取り組みです。学校教育の枠にとらわれないことなく、芸術文化の楽しさが実感できるような事業を展開していくことが必要であると考えます。

さらに、アーティスト自身も市民と接してきた経験を自らの活動に活かすことで、アーティストとしての更なる成長につながっていくものと考えます。

(注1) 本拠地や定期的な活動・公演拠点としての契約

(注2) アーティストが一定期間常駐し、作品の創作を行うこと

(注3) 演劇などの上演後に、座談会を開いて、作品について話し合うこと

##### (2) 芸術文化活動のレベルアップにつなげるための取り組み

より高いレベルを目指したいと考える意欲的な市民に対し、芸術文化活動のレベルアップを支援することは、芸術文化ホールの重要な役割の一つであると考えます。

そのためには、芸術文化活動を実践するうえでの様々な相談に対して、具体的な指導ができる窓口の設置や多彩な創造意欲に応えるための情報機能を充実することが必要です。

また、芸術文化ホールで行われた芸術文化活動や地域に根付いた伝統文化などを記録、保存し、アーカイブ(注4)としての役割を担うことで、大和の文化を次の世代につなげることができると考えます。

(注4) 文書保管を目的とした施設や仕組み

##### (3) 日常的に芸術文化に触れられる仕掛けづくり

芸術文化に対する関心を喚起し、様々な形で芸術文化に取り組む市民を増やすためには、日常的に芸術文化に触れることのできる仕掛けづくりを行うことが必要です。

日頃、芸術文化に触れる機会が少ない市民に対して、芸術文化の素晴らしさ、感動を伝えるための活動を行い、市内の文化関連施設、学校などと連携を図りながら、芸術文化が市民の日常生活に溶け込むような取り組みが必要であると考えます。

このような取り組みを積極的に進めることによって、芸術文化ホールを訪れる市民を増やし、賑わいをもたらす効果が期待できると考えます。

また、「開かれた芸術文化ホール」を目指し、芸術文化ホールに市民が自由に訪れ、気軽に芸術文化に触れる機会を確保していくことも重要な取り組みであると考えます。



## 5．管理運営計画の基本方針

### (1) 組織計画

#### 適切な運営主体の選定

運営主体としては、市の直営や指定管理者などが考えられますが、運営主体を決定する際には、運営主体がもたらす効果を十分に比較検討するなど、総合的に判断していくことが必要です。

また、公立ホール運営においては、専門的な見地や長期的な視点をもって、事業計画や改修・修繕計画を立てることが不可欠です。指定管理者を選択した場合は、指定期間の設定について配慮するとともに、施設の維持管理と事業の実施を分けて、指定管理者と行政の役割を分担する方法など、様々な可能性も含めて検討することが必要と考えます。

#### 専門人材の配置

芸術文化ホールを最適な状態で運営するためには、各分野に専門人材を配置し、それぞれが連携を図りながら、権限と責任をもって取り組むことのできる運営体制を整えることが必要です。そして、行政は信頼できる専門家に運営を委ね、その考え方を尊重することが望まれます。

また、芸術文化ホールのスタッフはコミュニケーション能力に長け、芸術文化に精通する人材であることが必要です。

ホールの運営責任者は、市民、行政、外部団体との折衝能力や経営感覚に優れた、ホール運営の専門家であることが必要です。また、事業運営担当者は、芸術文化全般に幅広い知識と経験を持ち、鑑賞事業のみにとどまらず効果的な事業プログラムの選定を行うことのできる人材であり、舞台技術担当者は、舞台特殊設備の管理だけでなく、専門的な人材を育成する役割を担うことが望まれ、そのためには、指導力に優れ、創造性を持って業務に取り組むことのできる人材であることが重要です。

さらに、ファンドレイズ（注5）の業務にあたる担当者や教育普及、人材育成に情熱をもって取り組むことのできる担当者も、芸術文化ホールのミッションを達成するうえで、欠くことのできない人材であると考えます。

（注5）公的補助金、助成金の獲得や寄付の獲得

#### 市民参画システムの構築

芸術文化ホールの管理運営は、行政と専門家、そして、市民の三者で支えていくことが理想です。そのため、芸術文化ホールの運営などに携わりたい市民を受け止める仕組みが必要であると考えます。

また、長期的な視点に基づき、専門知識を身につけたいと考える市民を育てる場と機会を担保し、そのための資金を確保することが望まれます。

## (2) 広報宣伝計画

芸術文化ホールのミッションや取り組みの周知

芸術文化ホールをすべての市民に知ってもらい、その存在意義や事業の効果を理解してもらえよう、常に情報を発信し、理解を求めていくことが必要です。

イベント情報による集客とコミュニティの活性化

事業への関心を喚起し、市民の参加意欲を高めるために、事業ごとに最も効果的な手法を用いた広報宣伝を行うことが必要です。

その際には、最新の情報ツールだけに頼らず、人から人への情報伝達などにも配慮し、事業活動そのものがコミュニケーションの材料となって、コミュニティの活性化につながる仕組みづくりを行うことが必要です。

## (3) 管理運営規則

原則を守りながら、柔軟に対応可能な規則の制定

過度な規則に縛られ、利用者の自由な活動が妨げられている公立ホールが多くみられます。

原則を守りつつ、全ての利用者の視点から、施設を最大限活用できる管理運営規則を制定し、かつ、柔軟な運用を行うことのできる余地を残した内容とすることが必要と考えます。

公平性、平等性の再認識

特定の登録団体等に対する優先使用や減免制度など、従来慣行を見直し、市民が納得できる規則づくりを行うことが必要です。

## (4) 収支計画

収益力の増強と収支バランスの改善

公立ホールは、公益に資する事業を実施する役割を担っており、劇場単体のチケット売上や利用料金といった事業収入のみで黒字化させることが難しい施設です。

しかしながら、公立ホールは経営の視点が必要ないということではなく、ミッションの追求を大前提としたうえで、運営主体自らが積極的な経営努力を行うことが必要です。

そのためには、短絡的なコスト削減ではなく、多様な財源の確保と収支バランスの改善を図ることが重要であり、施設利用に関連したサービスを向上させ、収益の増加につなげる取り組みや助成金、寄付金収入を拡大するための方法を検討していく必要があると考えます。

## 6．施設計画の基本方針

### (1) ホールの特色

ホールの役割は、市民が良質な舞台芸術に触れる鑑賞の場、市民の芸術文化活動のレベルアップを行う創造の場として位置づけ、それに適した施設計画が望まれます。

大和市民の舞台芸術に関わる活動は、音楽、演劇をはじめ、様々なジャンルにわたって実践されている傾向がみられます。従って、芸術文化ホールは特定の演目に特化したホールではなく、様々な舞台芸術に対応可能なホールであることが求められると考えます。

また、近隣都市のホールの設置状況や市民の鑑賞活動の実態から、オペラ・バレエ、オーケストラコンサートといった大規模ホールで上演される演目を主目的とするのではなく、演劇、ミュージカル、室内楽といった中規模ホールに適した演目を想定し、市外にある公立ホールとの機能分担を図る必要があると考えます。

高性能な中規模ホールを設置することで、大和市および周辺都市で舞台芸術活動を行う市民のステップアップの場として活用される施設とし、客席形状を工夫するなどして小規模の集客にも対応できる施設とすることが望まれます。

側舞台を含めた舞台の広さや高さといった舞台空間の性能、騒音レベルや残響時間といったホール空間の音響性能および、舞台照明や舞台音響などの舞台特殊設備等については、幅広いジャンルの舞台芸術の上演に適したものとすることが望まれます。

### (2) 部門計画

#### ホール部門

芸術文化ホールの目的は、市民が観客・聴衆となり作品を楽しんでもらうことであり、観客・聴衆の視点に立ったホールづくりを進める必要があります。従って、他都市のホールとの差別化を図るうえにおいても、芸術文化ホールは、ささやくような台詞や人の細かな動きまで伝わり、舞台と客席の一体感がより身近に感じられる客席数が望ましいと考えます。

それに伴い、舞台はプロのアーティストによる質の高い舞台芸術の上演が可能な演出機能(舞台寸法、舞台特殊設備等)と、それを支える舞台裏の機能(楽屋、舞台備品庫、搬入、荷解き場等)を充実することが必要です。

また、市民の創造活動の発表にも対応できる、第二のホールの設置も検討する必要があると考えます。

現段階では演目を限定せず、様々なジャンルの舞台芸術に高いレベルで対応できる機能が必要と考えます。

#### 創造支援部門

創造支援部門には、芸術文化ホールでの舞台芸術作品の創造と上演を想定し、練習室、稽古場、アトリエ、リハーサル室、作業場等の様々な諸室を十分に設置することが必要です。

また、舞台芸術のための空間以外にも、展示スペース等の市民が創造・発表活動を行う場となる諸室を確保することが必要と考えます。

なお、創造支援諸室は、出演者が多い公演の場合は楽屋として利用するなど、幅広い利用方法を検討することも必要と考えます。

#### 共用部門

芸術文化ホールを「開かれた場」とするためには、ロビーやカフェ・レストラン、情報センター、子育て支援スペースなど、すべての市民が日常的に利用できるスペースを設け、豊かな時を過ごせる空間を創出することが重要です。

共用スペースは、日常的に賑わう「ひろば」のような交流の場として積極的に位置づけ、特にロビーは、市民の休憩場所としてだけでなく、ロビーコンサートや打合せなど、多様な活用が可能な機能をもたせる必要があると考えます。

また、共用部門の諸室を創造支援部門の諸室と連動させ、来館者が自然に芸術文化に触れることのできる動線とすることも重要であると考えます。

#### 管理部門

施設の管理運営を行うための事務室を設置することはもちろん、芸術文化ホールを支える専門家あるいは上演団体のための執務室、控室等を十分に設置することが必要です。

また、管理運営を支援する市民サポーターを想定し、その拠点となる部屋を設けることも必要であると考えます。

### (3) 立地条件

芸術文化ホールの建設地については、全ての市民が芸術文化に触れることのできる環境を実現するため、来館者の交通アクセスへの配慮が最も重要になると考えます。

大和市にとって、最も利便性の高い交通機関は鉄道であることから、建設地は、鉄道駅周辺が望ましく、市民の日常生活の中に芸術文化を浸透させるうえでも有効に作用すると考えます。芸術文化ホールは多くの人々が集まる施設であることから、周辺環境との調和に配慮することも重要です。また、商業施設などの集客施設との相乗効果についても、期待できます。

### (4) 施設を計画するうえで配慮すべき事項

#### 他施設との積極的な連携

公園や公共施設、あるいは民間施設との一体的な整備を行うことにより、芸術文化ホールの利用の幅やさらなるサービスの向上が期待できます。

また、駅や幹線道路との位置関係等を考慮した外構計画や施設配置を行うことにより、鑑賞に訪れる市民にとって利便性が高く、また、練習や憩いの場として利用する市民にとっても適した施設とすることが必要です。

#### 人や環境にやさしい施設

障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで、全ての人が使いやすいように、ユニバーサルデザインの視点に配慮した施設とすることが必要です。

また、自然採光、壁の高断熱化、雨水再利用等の省エネルギーに配慮した計画とし、建材等についても、人や環境に優しいものを採用することが望まれます。

#### 緑や自然環境の保全を意識した施設

大和市の豊かな自然環境を活かした施設計画とすることが望まれます。また、外構だけでなく、施設自体の緑化を進めるなど、周辺の自然環境整備にも配慮することが望まれます。

## おわりに

公立ホールは、時としてハコモノと呼ばれ、公共事業批判の対象となりがちな施設です。それは、今まで存在意義や価値を曖昧にして公立ホールを建設してきたことが理由の一つとして考えられます。

今回の検討委員会では、将来を見据えながら、芸術文化ホールのミッションとなる基本コンセプトを明らかにし、それを実現するための枠組みを検討し得たと考えています。

しかし、芸術文化ホールが、真に市民に活用され、愛される施設となるためには、何よりも芸術文化への正しい理解と支援の土壌が重要となります。

芸術文化ホールの建設計画にあたっては、芸術文化の必要性や役割について、市民と行政が意識を共有しながら、理解と関心を深めていくことが必要です。そのためには、芸術文化ホールの建設以前から、芸術文化に触れる機会の提供やシンポジウムなどを開催する必要があると考えます。

また、行政は、単に「芸術文化ホール」を建設するだけでなく、「大和市における芸術文化を取り巻く環境を創造する」意志を持つ必要があります。そして、その姿勢は「文化行政システムの再構築」と「芸術性と経済性のバランス」の上に成り立ちます。

この提言書が、大和市において作成される基本構想や、大和市の文化行政に十分活かされ、今後の公立ホールの理想モデルが描かれることを期待いたします。

## ・各委員からのコメント

---

倉田 直道 委員長 専門分野：まちづくり(都市計画)  
(工学院大学教授、(株)アーバン・ハウス都市建築研究所代表取締役)

(仮称)やまと芸術文化ホールには、すべての市民が良質な舞台芸術に触れる機会を提供する役割が期待されています。本ホールは、これからの市民生活にとっては必要不可欠な「インフラ」であり、成熟社会における重要な基盤施設の一つです。その機能を果たすには、本ホールを「プラスアルファ」の施設ではなく、生活に必要な機能を持つ施設として明確に位置づけ、その意識を共有していくことが重要です。文化振興は施設の設置目的の一つですが、これからの都市にはその文化を介して生まれる、人々の交流がより重要です。その意味において、本ホールは文化施設でありながら、市民が気軽に立ち寄れるコミュニティ施設としても大きな期待があります。

本ホールで展開される事業をきっかけに、何かに興味を持ち、何かに取り組んでいくことは、とても尊い経験をもたらしてくれます。また、様々な関り方が考えられるため、市民の日常生活に「選択肢」を増やす役割にも大きな期待が寄せられます。活動を積み重ねることによって、大和市の特色が生まれてくるでしょう。

そして、管理運営にはプロのスタッフが不可欠であり、市民から何かを引き出し、継続的な事業に繋げていくことが望まれます。適した施設規模と事業規模で、無理をすることなく、長期的にその運営が継続されることを期待します。

---

桑谷 哲男 副委員長 専門分野：劇場運営  
(杉並芸術会館「座・高円寺」準備室 支配人)

学校は「知」を育てます。スポーツに取り組むことは「身体」を育てます。そして劇場は「情」を育てます。劇場は、人として生きる哲学を学ぶ場です。人が長い時間をかけて育つことと同じように、劇場も長い目で見て、育てていく必要があります。そのためには、10年後、20年後を見据えながら、財政的に何があっても運営を続けることが出来る、市の経済的な負担にならない規模であることが重要です。今後、少子化に伴い税収も減り、文化事業のチケットを買う人も減っていくことでしょう。どんな社会状況になろうとも、費用対効果を考えてときに、身の丈に合った施設であることが重要です。

全ての空間は演劇空間にすることができます。しかし、そのためにはプロの役割を欠かすことは出来ません。市民の生活に近いまちなかの場所に、小さくても良いから質の高い舞台芸術に触れられる劇場があり、そこでは常にプロの活動が行われていて、市民の生活に刺激を与えている。これが私の理想とする劇場の姿です。

施設の設置目的と基本理念は、ホールにとっての「憲法」です。その後の運営を支える骨格を成します。そのためには、「絵に描いた餅」であってはなりません。今後も本計画が継続的に検討され、その理念が運営にも脈々と受け継がれていくことを願って止みません。

小川 幹雄 委員 専門分野：劇場技術  
(新国立劇場運営財団 技術部調整課課長)

今回検討を行った理念を実現しようとするときには、施設規模や他施設との機能分担などから、様々な要素で取捨選択を迫られることになるでしょう。その場合、誤って重要な要素を排除してしまうことのないよう、実際に何を優先的に実現すべきか、専門的な視点からの多角的な検討が不可欠です。そして、理念の検討時と同様に、あるいはそれ以上に、より専門的な技術面を含む検討が継続して行われることを望みます。

大和市のホールには、プロの作品も上演できるような「みる」要素と、市民が参加する「つくる」要素を両立できる劇場であることが望まれます。

施設計画としては、大ホールは、アコースティックな音の響きを重視しながら、音楽だけでなく、演劇や舞踊などへの幅広い対応が求められます。その場合には、複雑でコストのかかる機構を用いるのではなく、シンプルで多目的に対応できるものを是非検討して頂きたいと考えます。また、小ホールを併設することにより、活動の場が一段と広がりますが、稽古場も兼ねられるような可能性、多目的性を持たせることが望まれます。さらに、見落としがちですが、作業場のように一見無駄に思えるスペースなども非常に重要です。

今後、施設計画を具体化していくときには、使い勝手を考えた設計、そして使う側のノウハウが活かされるような設計を施していただきたいと願っています。

---

西巻 正史 委員 専門分野:事業運営  
(株)トッパンホール企画制作部長)

芸術文化は人の心を育むうえでとても有益かつ不可欠なものです。昨今の経済・社会状況の中、目先の事に追われ本質を見失ってしまっているのではと思われることが数多く起こっています。そんな状況下にあって新たに文化施設を作り、積極的に芸術文化活動に携わっていかうというのは、大和市の大きな決断です。もともと文化施設を作るには大きな覚悟が必要でした。それを軽視し、安易に文化施設を作った結果が昨今の混乱を招いています。ホールを作ること自体は行政の目的にはなり得ません。ホールを作っただけでは何もはじまりません。施設設置の前提となっているミッション(市のまちづくりの理念とそこでの芸術文化の位置づけ) 目的実現のために如何なる事業を継続して展開するか(事業展開と運営予算) そのためにどのようなハードと運営スタッフを用意するか(施設機能と人材配置)の3つの要素が三位一体となって初めて有効に機能するのです。その三位一体をなす三角形のバランスがとても重要です。三角形の大きさは、理念や運営予算によって変わります。これらのことをよく理解して、さらなる検討に取り組んでいく必要があります。

事業の実施にあたっては、運営者に丸投げをすることは施設の設置目的から判断して相応しくありません。大和市が明確な意図を持って計画していくことが重要です。そして恒常的にそこで何かが行われる仕掛けが必要です。それなくしては市民を日常的に施設に呼び寄せることはできません。さらに近隣市や周辺エリアからの集客も意識し、市内外の人が誇れるようなそして羨むような場として機能することも大切です。引き続きの検討の中で、本施設がいままで公立ホールでは実現できなかった、常に市民が集まって何かが行われているような、身近なそして意義のある芸術文化施設となっていくことを切に願います。

古橋 祐 委員 専門分野：劇場建築計画、アートマネジメント  
(昭和音楽大学准教授、(株)古橋建築事務所所長)

舞台芸術は当然「観客」のみでは成り立ちません。だからといって「芸術家」のみでも成り立ちません。舞台芸術は「観客」と「芸術家」が一つの空間を共有することにその醍醐味があると考えます。「質の高い舞台芸術は質の高い観客」を育て、「質の高い観客は質の高い舞台芸術」を育てます。基本構想検討委員会では、これからの大和市民のための劇場とはどうあるべきかを論じる時も常に芸術の質を問題にして来ました。卵と鶏どちらが先かという論争は別として、そこで得た市民の皆さんの感動が原点となり、そこにコミュニティが生まれる。ホールとは感動を共有するための拠点と言えるでしょう。そのためには、まずは感動の種を撒き、育てることのできる人が必要です。そしてその活動を保障する土壌となるのが施設の理念であり、大和市の文化政策です。

施設としてのホールは、芸術家の芸術活動を助けるものであると同時に、既存の社会教育施設の活動の中で共に連携を取って市民の芸術活動をも助けるものでなくてはなりません。文字通り「ハレ舞台」であると同時に常に日常と連携するものです。いずれにせよ、施設の存在は市民に芸術活動の自由を保障するものであり、全ては大和市の芸術文化環境を担うものです。それらがひとつに結実した時に、初めて感動の種は根を張り、大きな花を咲かせ、実をつけることでしょう。それを担い試されているのは、実は行政と市民、そして芸術家そのものです。そして、このホールが、空間的にも高い質を持ち、市民に愛され、新しい形の市民のための施設としての可能性を切り開くと同時に、新しい舞台芸術の発展に何らかの形で刺激となり寄与するものであって欲しいと願っています。

---

米屋 尚子 委員 専門分野：文化政策  
( (社)日本芸術実演家団体協議会芸能文化振興部キャリアサポート担当部長)

教育と文化は、百年の計で考えるべきという言葉が決して大げさではない分野です。また、およそ建築物は、一度建ててしまったら実際に長い年月そこにあり続ける上に、劇場・ホールという建物は、不特定多数の人が出入りし、特殊な機構を備えた設備であることから、どこか不具合が発生したら修繕すればよいというものではなく、予防保全という考え方から長期の維持管理計画を必要とする建物群です。(仮称)「やまと芸術文化ホール」の基本構想は、その起点にたって、長い長い視野をもって考えるべきものです。

施設の機構や規模については、一度作ってしまったら、その後の維持管理、運営を多分に左右してしまうものですから、慎重な検討のうえに一定の選択が必要でしょう。他の委員の方々も指摘されておりますが、肝心なのは、劇場やホールというものは、単に「施設」であるだけでなく、文化的な「拠点」として運営されるべきものということで、その「覚悟」が必要だということです。市民に必要なサービスを提供するという観点から専門家が配置され、運営費・事業費が確保されない劇場・ホールは、いかにハードとして立派でも、宝の持ち腐れとなってしまう。施設としては、小規模であっても構わないと思いますが、先々の運営へのビジョンを構築し、建築計画とともに、その運用計画の土台もしっかりとして、将来の市民が誇ることができるホールにして欲しいと願っています。



## 資料

### - 1 . 検討経過

	日程	議題
第 1 回	平成 19 年 11 月 28 日 (水) 市役所 5 階全員協議会室 15 : 00 ~ 17 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会の役割について</li> <li>・ 大和市の概況について</li> <li>・ (仮称) やまと芸術文化ホールの建設に向けて</li> <li>・ 他文化施設の状況について</li> <li>・ 基本コンセプトの検討</li> </ul>
第 2 回	平成 19 年 12 月 27 日 (木) 市役所 5 階全員協議会室 13 : 00 ~ 15 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和市の概況について</li> <li>・ 提言書の策定にあたって</li> </ul>
第 3 回	平成 20 年 1 月 25 日 (金) 渋谷土地区画整理事務所 B 会議室 14 : 00 ~ 16 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査の結果について</li> <li>・ 提言書に関する議論 (項目案、基本コンセプトについて)</li> </ul>
第 4 回	平成 20 年 2 月 29 日 (金) 保健福祉センター 501 会議室 10 : 00 ~ 12 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査の結果について (最終報告)</li> <li>・ 提言書に関する議論 (基本コンセプト、施設計画について)</li> </ul>
第 5 回	平成 20 年 3 月 21 日 (金) 市役所 5 階第 6 会議室 10 : 00 ~ 12 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書に関する議論 (芸術文化ホールの必要性、組織計画、事業計画、施設計画について)</li> </ul>
第 6 回	平成 20 年 4 月 30 日 (水) 市役所 5 階全員協議会室 13:35 ~ 15:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内文化関連施設等の状況について</li> <li>・ 提言書に関する議論 (組織計画、広報宣伝計画、収支計画、施設計画について)</li> </ul>
第 7 回	平成 20 年 5 月 29 日 (木) 保健福祉センター 501 会議室 10 : 05 ~ 12 : 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書に関する議論 (提言書全体の表現方法等、施設計画について)</li> </ul>
第 8 回	平成 20 年 7 月 25 日 (金) 保健福祉センター 501 会議室 10 : 00 ~ 12 : 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書に関する議論 (提言書全体の表現方法等、管理運営規則、施設計画について)</li> </ul>
第 9 回	平成 20 年 10 月 31 日 (金) 市役所 5 階委員会室 15:00 ~ 15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書のまとめ</li> </ul>

## - 2 .(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会設置要項

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所管事項)

第2条 検討委員会は、(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する提言書を作成し、市長に提言するものとする。

### (構成委員等)

第3条 検討委員会は、学識経験者、芸術文化に携わる専門家などで構成し、委員数は10人以上とする。

- 2 検討委員会の委員は、市長が選任する。
- 3 委員の任期は、基本構想決定の日までとする。
- 4 検討委員会には、委員の他に委員会の進行補助役としてアドバイザーを置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (検討委員会の招集等)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 専門事項を調査研究するため、検討委員会に専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、企画部企画政策課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

### (失効)

- 2 この要綱は、基本構想決定の日をもって、その効力を失う。